

IUFoST-Japan 会則

(総則)

第1条 本会は、IUFoST-Japan（以下「本会」という）と称し、事務局を東京都内に置く。

(目的)

第2条 本会は、IUFoST (International Union of Food Science and Technology) の我が国における唯一の構成メンバーとしてその活動に協力するとともに、我が国の食品科学・工学に関わる学協会の連携を進めることで、世界及び日本の食品科学・工学の発展に寄与し、もって人類の福祉と繁栄に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 日本国内における IUFoST の活動への協力
- (2) 日本国内の食品科学・工学に関わる学協会の連携の強化
- (3) 食品科学・工学に関する学術集会の開催
- (4) 食品科学・工学に関する調査研究
- (5) 行政機関に対する助言及び提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した学協会
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会したもの

(入会)

第5条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定する。

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会が議決したときは、会費の全部又は一部を免除することができる。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときに、資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 解散し、又は破産したとき
- (3) 会費を引続き2年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を理事長に提出しなければならない

ない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決によって除名することができる。

(1) 会則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損したとき

2 前項の規定により会員を除名するときは、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

理事 12名以上20名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、正会員から推薦された者の中から、理事会において選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 副理事長は、理事長が指名する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務等)

第12条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長を補佐する。

4 理事は、理事会を組織し、本会の業務を執行する。

5 監事は、理事の業務の執行の状況を監査する。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に答え、意見を述べるものとする。

(参与)

第14条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 参与は、理事長の意を受け、本会の業務を執行する。

(理事会)

第15条 理事会は、理事をもって組織する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

3 理事会は、年に1回以上開催する。

4 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

5 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

6 理事会の議事は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

7 理事は、書面をもって議決権を行使することができる。この場合は、前5号の規定の適用については、出席者とみなす。

(資産及び会計)

第16条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 理事長は、事業計画及びこれに伴う収支予算を作成し、理事会に提案し、その決定をもって執行する。

第19条 理事長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録を作成し、監事による監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を監査し、監査報告書を作成し、理事会に提出する。

3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書を理事会にて承認を受けた後、事務所に備え付けなければならない。

(会則の変更)

第20条 この会則の変更は、理事会において3分の2以上の議決を必要とする。

(補則)

第21条 この会則に定めるものの他、会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この会則は令和3年9月1日から施行する。

会則第6条に定める会費は次のとおりとする。

正会員	年額	100,000円
賛助会員	年額	30,000円